

滋賀県流域治水の推進に関する条例について

1 条例制定の背景

- 本県における治水政策については、これまで洪水を安全に流下させるための河川やダムなどの施設整備を中心に進めてきたが、長年大きな水害を経験していないことによる水害意識の低下や昨今の異常気象による整備水準を超える洪水の多発など浸水被害の危険性が高まりつつあり、水害から県民の生命・財産を守る仕組みづくりが喫緊の課題である。
- このような状況を踏まえ、県では、いかなる洪水にあっても人命が失われないことを最優先に、生活再建が困難となる被害を避けることを目的に、従来の河川整備などの「川の中の対策（ながす）」に加えて、流域における雨水貯留対策（ためる）、はん濫原減災対策（とどめる）、地域防災力向上対策（そなえる）などの「川の外の対策」を総合的に講じていくべき基本的な方針を「滋賀県流域治水基本方針 ー水害から命を守る総合的な治水を目指してー」として平成 24 年 2 月定例会で議決され、現在、県が各政策を実施する際の基本方針となっている。
- その後、流域治水基本方針の実効性を高めるため、平成 25 年 9 月「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を提案したが、継続審議となり、その後住民説明会などを経て、平成 26 年 2 月定例会で決議され、平成 26 年 3 月 31 日に条例公布・施行した。（但し、宅地建物取引業者の情報提供努力義務規定（29 条）は公布日から 6 か月以内、建築規制（13～23 条）は公布日から 1 年以内の後日施行）
- 今後は、市町・県民等の適切な連携および協働のもと県全域で流域治水政策を強力に推進することにより、水害に強い地域づくりの実現を目指す。

2 条例制定までの流れ

2012(H24).3 『滋賀県流域治水基本方針』議決。基本方針策定

2012..9～2013.8 「地先の安全度マップ」公表

2013(H25).5～ 条例要綱案公表、パブリックコメントの実施

2013.9.16 台風18号襲来(A)

2013.9.18 条例案を提案 継続審議となる(B)

- <理由>
- ①住民や地元への説明が不十分
 - ②住民への罰則規定が問題である
 - ③具体的な河川整備計画を作ること

2013.12 再度、継続審議となる(B)

- <理由> 関係住民への更なる説明が必要

2014(H26).2.18 条例案を撤回、修正案を提案

- <理由> (A)(B)(C)をふまえ、一部修正するため

2014(H26).3.24 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」が決議

2014(H26).3.31 条例の公布・施行(但し、以下の①②は後日施行)

- ①宅地建物取引業者の情報提供努力義務規定は公布日から6か月以内
- ②建築規制は公布日から1年以内



3 流域治水の推進に関する条例の概要

(1) 目的

流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

(2) 条例の概要 (※ は、現行組織における担当を示す)

項目	概要
前文	○条例制定の目的、流域治水を推進する意義、条例を制定する目的
総則(第1条～第6条)	○目的：流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する。 ○用語の定義、基本理念、県・県民・事業者の責務
想定浸水深の設定等(第7条・第8条)	○ <u>県は流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深(地先の安全度マップ)を設定</u> 流域治水政策室、土木事務所(河川砂防課)
河川における氾濫防止対策(第9条)	○ <u>知事は管理する河川の整備を行う。</u> (浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮) ・河道の拡幅等を計画的・効果的に推進 ・流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等 ・当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化 土木事務所(河川砂防課)
集水地域における雨水貯留浸透対策(第10条・第11条)	○森林および農地の所有者等は森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の持続的発揮に努める。 ○公園、運動場、建築物等の所有者等は、雨水貯留浸透機能の確保に努める。
氾濫原における建築物の建築の制限等(第12条～第25条)	○浸水警戒区域における建築規制：200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域は、住民・市町長・流域治水推進審議会の意見を踏まえて指定を行い。なお、指定区域においては、 <u>知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可</u> 今後調整 ○土地利用誘導：10年確率降雨で想定浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く) ○道路盛土構造物の設置等の際の配慮義務 県道：土木事務所(道路計画課) ※国道、市町道も対象
浸水に備えるための対策(第26条～第34条)	○ <u>県</u> ：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への必要な支援 ○ <u>県民</u> ：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難 ○ <u>宅地建物取引業者</u> ：宅地等の売買時等に水害リスクを情報提供 ○ <u>水害に強い地域づくり協議会</u> を組織し、①浸水被害の回避・軽減に必要な取り組みや②浸水警戒区域の指定に関する事項に関する取り組みを検討 ① 土木事務所(河川砂防課、管理調整課) ② 今後調整 流政室、土木事務所
滋賀県流域治水推進審議会(第35条・第36条)	○流域治水の推進に関することおよび一定の建築物の建築の制限をすべき浸水警戒区域の指定にかかる調査審議
雑則(第37条～第40条)	○財政上の措置、施策実施状況の議会への報告、市町条例との関係
罰則(第41条～第43条)	○建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料(当分の間適用しない)
付則	○罰則は、当分の間適用しない

4 「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」について

(1) 現状・課題

各圏域で水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を運営し、減災対策について議論を行っている。（ただし、湖東圏域は、現時点においては未設置。湖東圏域については、引き続き協議会設置に向け関係市町や土木事務所と早期に調整を進め設置を目指す。）

取り組み内容は、床上浸水など生活再建が困難な浸水被害が想定される地域、とりわけ想定浸水深が3m以上でかつ既存人家がある地域を重点として、市町や地域住民との協働で、被害を着実に回避・軽減するため地域の課題を整理し、地域の特性に応じた対応策を「水害に強い地域づくり計画」としてとりまとめる。

(2) 平成26年度の取り組みについて

県・市町が連携し、地域特性に応じた取り組みを進める。

1. 水害に強い地域づくり協議会の実施（市町と調整のうえ運営）

① 防災情報WG実施

② 水害に強い地域づくりWG実施

- モデル地区での取り組み（想定浸水深3m超区域かつ既存人家ありの地域で、住民の取組意識の高い箇所を設定。）

- 「そなえる（避難計画）」に加え、浸水警戒区域指定の考え方や指定方法、建築物の耐水化手法、避難場所の設置計画など「とどめる（建築規制）」についても十分な議論を行う。

- モデル地区での区域指定を通じて、具体的な課題の解決方法を確認し、今後の指定が円滑に進むよう努める。

- 候補地：甲賀市信楽地区、米原市村居田

- モデル地区以外での取り組み

2. 水害に強い地域づくり計画まとめ。市町の地域防災計画に反映



更新日:2014年4月8日

皆様からのご質問にお答えします。

[滋賀県流域治水の推進に関する条例の検討過程はこちらをご覧ください。](#)

[パンフレット「なるほど！流域治水条例」\(PDF:2,027KB\)](#)

更新履歴

今後、随時更新していきます。

平成26年2月25日	0-1 、 0-2 、 0-3 、 0-4 、 0-5 、 0-6 、 0-7 を追加しました。
平成26年1月16日	3-1-2 、 3-6-2 、 3-6-3 、 3-9 、 3-10 、 3-11 、 4-3-2 を追加しました。 2-3 、 3-2-3 、 3-7 、 3-8 、 4-1 の内容を更新しました。
平成25年8月1日	3-2-3 を追加しました。
平成25年7月5日	2-3 、 2-4 、 2-5 、 3-2-2 、 5-1 を追加しました。
平成25年6月27日	「(仮称)滋賀県流域治水の推進に関する条例」に関するQ&Aのページを作成しました。

0.条例案の修正について(平成26年2月18日)

- [0-1条例案をどのように修正したのですか。](#)
- [0-2「ながす」対策に関する条文内容の明確化とはどのようなことですか。](#)
- [0-3修正案では、「洪水調節の機能を有する施設\(ダム等を含む。\)」という文言を付け加えたが、このことは、ダムに関する方針を変更したということですか。](#)
- [0-4「浸水危険区域」という名称を「浸水警戒区域」に変更したのはなぜですか。](#)
- [0-5「水害に強い地域づくり協議会」の位置づけは変更になったのですか。](#)
- [0-6「流域治水推進審議会」を設置することとしたのはなぜですか。](#)
- [0-7条例案の「規制」からは罰則がなくなったということですか。](#)

1.条例体系に関するもの

- [1-1「\(仮称\)流域治水の推進に関する条例」とはどのようなものですか。](#)
- [1-2「\(仮称\)流域治水の推進に関する条例」は、国の法律とどのような関係にありますか。](#)

2.「ながす対策」に関するもの

- [2-1建築規制などの「川の外の対策」よりも、河川改修などの「川の中の対策」を優先すべきではないですか。](#)
- [2-2河川改修などの「川の中の対策」が進めば、「川の外の対策」はいらないのではないですか。](#)

- 2-3滋賀県では河川整備の目標をどのように設定していますか。
- 2-4目標まで河川整備がすすめば、「地先の安全度マップ」の着色は全て消えるのではないですか。
- 2-5「地先の安全度マップ」により、県の河川整備に関する計画が見直されることはあるのですか。

3.「とどめる対策」に関するもの

- 3-1-1「浸水危険区域」とはなんですか。
- 3-1-2「建築制限」とはなんですか。
- 3-2-1なぜ「200年確率の降雨」を対象とするのですか。
- 3-2-2河川の整備目標と一致しない想定をして、建築規制を行うのは無理があるのではないですか。
- 3-2-3「200年確率の降雨」など、ありえない想定ではないですか。
- 3-3「浸水危険区域」に指定されたら、その区域の住民は別の場所に転居しなければならないのですか。
- 3-4「浸水危険区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。
- 3-5「浸水危険区域」の中にある、すでに建っている住宅はすぐに建て替えないといけないのですか。
- 3-6-1「浸水危険区域」の中で住宅や社会福祉施設等を建てる場合、どのような条件を満たせば良いのですか。
- 3-6-2「浸水危険区域」の中で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要になるのですか。
- 3-6-3「浸水危険区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのですか。
- 3-7「浸水危険区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。
- 3-8なぜ住民に罰則を掛けるのですか。
- 3-9避難場所が付近にあれば「浸水危険区域」内での建築の許可がされるということですが、この避難場所はどのようなものですか。
- 3-10避難場所が付近にあれば「浸水危険区域」内での建築の許可がされるのであれば、避難場所の周辺は「浸水危険区域」に指定する必要はないのではないですか。
- 3-11「とどめる対策」で避難空間が確保できれば、命を守ることができるのですか。

4.助成制度に関するもの

- 4-1「浸水危険区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。
- 4-2嵩上げに対して助成があるということだが、そもそもかさ上げの自己負担額を用意できない住民にとっては対応できないのではないですか。
- 4-3-1「浸水危険区域」に住んでいる人に税金で補助をするのは、高台にすんでいる人にとっては不公平感があるのではないですか。
- 4-3-2水害リスクがあることがわかっている地域であれば、浸水危険区域の指定をせずに、避難場所の整備などの支援事業だけをすればいいのではないですか。
- 4-4宅地の嵩上げをした場合、車での出入りや近所との関係も出てくるため、道路や隣家の敷地も一緒に上げられるよう助成対象とすべきではないですか。
- 4-5県条例に基づく支援策なのに、なぜ市町に費用などの負担を求めるのですか。

5.「ためる対策」に関するもの

- 5-1農地での「ためる対策」とは、洪水が起こったときに田畑を遊水池として利用することですか。

0.条例案の修正について(平成26年2月18日)

0-1条例案をどのように修正したのですか。

平成25年9月県議会に、流域治水推進に関する条例案(平成25年議第141号。以下「原案」といいます。)を提案しましたが、県議会でのご議論と、台風18号災害に伴う水害への県民意識の高まり、その後の関係地域での説明会における住民意見という3点を踏まえて、一部修正をして、改めて条例案(議第82号。以下「修正案」といいます。)を提案しました。

原案からの修正は以下の6点です。

1. 川の中の対策、つまり「ながす」対策に関する条文内容の明確化
2. 「浸水危険区域」という名称の「浸水警戒区域」への変更
3. 「水害に強い地域づくり協議会」の位置づけを明確化
4. 「流域治水推進審議会」の設置
5. 流域治水に関する施策の実施状況についての議会への報告
6. 本条例にかかわる罰則は「当分の間、適用しない」こと

修正案の詳細には以下をご覧ください。

1. [原案撤回理由\(外部サイトへリンク\)](#)
2. [修正案\(外部サイトへリンク\)](#)
3. [修正案の概要](#)
4. [修正対照表](#)

0-2「ながす」対策に関する条文内容の明確化とはどのようなことですか。

修正案では、「地先の安全度マップ」による浸水リスクの高い地域における河川整備の重点化などについて追加をしております。

これは、平成25年9月の台風18号災害の経験による河川整備の一層の推進についての切実な住民のみなさまのご意見をふまえた上で、従来から取り組んでおります「中長期整備実施河川の検討」に基づく河川整備の方針をわかりやすく規定し、明確化したものです。

0-3修正案では、「洪水調節の機能を有する施設(ダム等を含む。)」という文言を付け加えたが、このことは、ダムに関する方針を変更したということですか。

原案では、ダムは「河床の掘削等」の「等」に含まれることとしており、県議会でもご説明してきましたが、「等」に含むのはわかりにくいとのご意見があったところから、修正案では「流域治水基本方針」の記載に準拠して、「洪水調節の機能を有する施設(ダム等を含む。)」とし、内容を明確化したものです。

ダムに関する方針の変更を示すものではありません。

0-4「浸水危険区域」という名称を「浸水警戒区域」に変更したのはなぜですか。

地域のイメージ低下を懸念する住民意見に配慮したことと、また、区域指定は地域の警戒避難体制づくりを目的とすることから、「浸水警戒区域」という名称が、よりふさわしいと判断したものです。

0-5「水害に強い地域づくり協議会」の位置づけは変更になったのですか。

区域指定は「水害に強い地域づくり協議会」での合意形成を経て行うことは、県議会でご説明していたところですが、よりわかりやすくするため、協議会の協議事項として、「浸水警戒区域の指定に関する事項」を明確化したものです。

0-6「流域治水推進審議会」を設置することとしたのはなぜですか。

流域治水の推進にあたって、より公正・公平な判断ができるよう、新たに「流域治水推進審議会」を設置することといたしました。

審議事項は、浸水警戒区域を指定するにあたり、客観的な立場から区域指定の必要性や妥当性を審議いただく他、流域治水の推進に関する事項を調査審議いただきます。

0-7条例案の「規制」からは罰則がなくなったということですか。

地元説明会において、浸水警戒区域における建築制限に関する罰則規定について、慎重な適用を求めのご意見をたくさんいただいたことから、許可制度と一体不可分である罰則ですが、適用について慎重に検討した結果、本条例にかかる罰則については「当分の間、適用しない」としました。

浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることとなります。

なお、区域指定は、地域の合意形成の下で策定される「水害に強い地域づくり計画」を前提としたものであり、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用となります。地域のルールが守られている限り、罰則が適用されることは、きわめて少ないと考えています。